

## 清算所得の金額の計算に関する明細書

法人名

I 残余財産の一部分配の場合				III 解散の場合			
残余財産分配額	この申告に係る分配額	1	円	残余財産確定の日における 財産の価額	28	円	
	同上のうち防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額	2		加	29		
	差引金額 (1) - (2)	3		残	30		
解利散時益の資本等の金額及びの分配合時まで	解散時の資本の金額 又は出資金額	4		算	31		
	解散時の資本積立金額	5			32		
	解散時の利益積立金額	6		財	33		
	解散時後分配時までに生じた利益積立金額の合計額	7		算	34		
	計 (4)+(5)+(6)+(7)	8			35		
既に分配した金額	既に分配した金額	9			36		
	同上のうち防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額	10			37		
ま計での額	差引金額 (9) - (10)	11			計	38	
	解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額 (8) - (11)	12		財産の価額 (28) + (33) - (38)	39		
清算所得金額	清算所得金額 (3) - (12)	13		既に分配した金額	40		
II 合併の場合							
合株併式により金交銭付のし総額	交付株式の総額	14	円	清算中の所得又は一部分配により納付すべき法人税額	41		
	交付金銭等の総額	15		(41)に係る道府県民税額	42		
	合併交付金とみなされる法人税額等	16		(41)に係る市町村民税額	43		
	計 (14) + (15) + (16)	17		清算中の所得又は一部分配により納付すべき事業税額	44		
合併時の資本等の金額及び利益積立金額の合計額	資本の金額又は出資金額	18		清算中に納付した再評価税額、会社臨時特別税額、法人臨時特別税額及び法人特別税額	45		
	資本積立金額	19		清算中に支出した寄附金額	46		
	同上のうち合併法人に引き継がれた金額	20		同上のうち残余財産の価額に算入しない寄附金額(別表十九四「1の計」)	47	△	
	差引金額 (19) - (20)	21		みなし配当金額の25%控除額(別表十九四「11の計」)	48		
利益積立金額	利益積立金額	22		清算中に納付した所得税額(別表十九四「7の(3)」)	49		
	同上のうち合併法人に引き継がれた金額	23		防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額(別表十九四「18」)	50	△	
	差引金額 (22) - (23)	24		合計金額 (39)から(50)までの合計)	51		
	計 (18) + (21) + (24)	25		資本の金額又は出資金額	52		
旧租税特別措置法第66条第1項の規定により控除される金額(別表十九四「26」)		26		資本積立金額	53		
清算所得金額	清算所得金額 (17) - (25) - (26)	27		利息積立金額	54		
				受取配当等の額(負債利子の額を除く。) × $\frac{1}{100}$	55		
				清算中に還付等を受けた金額(法第2条第18号に規定する法人税、会社臨時特別税、法人臨時特別税、道府県民税及び市町村民税に係る部分を除く。)	56		
				計 (54) + (55) + (56)	57		
				清算所得金額 (51) - (52) - (53) - (57)	58		

## 別表十九(三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、残余財産の一部分配の場合、残余財産が確定した場合及び合併した場合に記載します。
- 2 「I 残余財産の一部分配の場合」の各欄は、法第103条第1項(『残余財産の一部分配に係る予納申告』)の規定による申告をする場合に記載し、「II 合併の場合」の各欄は、法第116条第1項(『合併確定申告』)の規定による申告をする場合に記載し、「III 解散の場合」の各欄は、法第104条第1項(『清算確定申告』)の規定による申告をする場合に記載します。
- 3 残余財産の一部分配の場合
- (1) 「同上のうち防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額2(又は10)」には、別表十九(四)の「IV 防災建築街区造成組合が払い戻した土地等の残余財産価額不算入に関する明細書」の「残余財産価額不算入額18」の金額を移記します。
- (2) 「解散時の資本積立金額5」には、解散当時の法第2条第17号の規定による資本積立金額を記載します。
- (3) 解散又は合併の日が昭和42年5月31日以前である場合には、この表の算式にかかわらず、次により記載します。
- イ 「解散時の利益積立金額6」及び「解散時後分配時までに生じた利益積立金額の合計額7」には、( )を付して記載し、その合計額を「計8」に( )を付して上欄に記載します。
- ロ 「この申告に係る分配額1」から「解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額12」までの( )書の金額以外の金額については、この表の算式により記載します。
- ハ 「解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額12」には、「計8」の( )書の金額を( )を付して上欄に記載します。
- ニ 「清算所得金額13」には、本書の金額につき同欄の算式に従って計算した金額を本書きし、「解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額12」の( )書の金額を( )を付して上欄に記載します。
- この場合、「解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額12」の本書の金額がマイナスであるときは、「残余財産分配額」の「差引金額3」の金額をそのまま「清算所得金額13」に本書きし、「解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額12」の( )書の金額から「解散時の資本等の金額及び分配時までの利益積立金額の合計額12」の本書の金額を差し引いた金額を( )を付して上欄に記載します。これは、本書の金額のうち、この( )書の金額に達するまでの金額が利益積立金額等からなる部分の金額であることを意味します。
- 4 合併の場合
- (1) 「合併により交付した株式及び金銭の総額」は、次により記載します。
- イ 「交付株式の総額14」には、合併による合併法人が被合併法人の株主等に対して交付した株式の額面金額又は出資の金額の総額を記載します。
- ロ 「交付金銭等の総額15」には、被合併法人の株

- 主等に対して交付した金銭の総額及びこれらの資産以外の資産の価額の総額の合計額を記載します。
- ハ 「合併交付金とみなされる法人税額等16」には、法第113条(『合併の場合のみなし交付金』)の規定により被合併法人の株主等が合併法人から交付を受ける金銭とみなされる合併による清算所得に対する法人税、その法人税に係る道府県民税及び市町村民税並びに清算所得に対する事業税の額を記載します。
- (2) 「合併時の資本等の金額及び利益積立金額の合計額」の「資本の金額又は出資金額18」には、合併当時の資本の金額又は出資金額のうち株式又は出資の割当てをしなかったものがある場合に合併当時の資本の金額又は出資金額からその株式又は出資の割当てをしなかった金額を控除した金額を記載します。
- 5 解散の場合
- この欄は、残余財産が確定し、清算所得金額を計算する場合に記載しますが、残余財産の一部について既に分配をしている場合でも残余財産が確定したときは、この欄に清算所得金額を記載します。
- 「残余財産の価額」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「加算」及び「減算」の各欄は、税務計算上、清算終了の日における財産の価額に加算又は減算すべき金額があるときに、その項目及び金額を記載します。
- (2) 「既に分配した金額40」には、残余財産が確定したときまでに残余財産の一部について分配をしているときは、前回の分配までの「残余財産分配額」の「差引金額3」の金額を記載します。
- (3) 「清算中の所得又は一部分配により納付すべき法人税額41」には、清算中の各事業年度の所得に対する法人税額又は残余財産の一部分配に対する法人税額を記載します。
- (4) 「(41)に係る道府県民税額42」、「(41)に係る市町村民税額43」及び「清算中の所得又は一部分配により納付すべき事業税額44」には、上記に対する地方税法の規定による税額を記載します。
- (5) 「利益積立金額等」の「受取配当等の額55」及び「清算中に還付等を受けた金額56」の各欄には、法第93条第2項第2号及び第3号(『利益積立金額等』)の規定による清算中の事業年度における受取配当等の額、還付金額又は充当金額を記載します。
- (6) 受取配当等の額(負債利子の額を除く。)× $\frac{55}{100}$ には、次の表に掲げる受取配当等の区分に応じた割合に係る金額の合計額を記載します。

区分	割合
平元. 3.31以前に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{75}{100}$
平元. 4. 1から平 2. 3.31までの間に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{87.5}{100}$
平 2. 4. 1以後に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{100}{100}$

なお、昭和37年1月1日前に受けた受取配当等の額については、この表の区分にかかわらず、その受取配当等の金額を記載します。